

宅地、工場の造成には

土地利用対策委員会

の許可が必要です

市内に会社、工場、倉庫などを建設するときや住宅団地の造成をするときなどは、富士市土地利用対策委員会の許可を受けなければなりません。

土地利用対策委員会は長期的土地利用計画に基づいて、総合的に土地利用をはかるために昨年6月設置されたものです。

■委員会に申請を必要とするのは…

- 農用地の造成または転用をするとき
- 住宅団地の造成をするとき
- 会社、工場、倉庫などの建設をするとき
- 観光、レクリエーション用地の造成および建設をするとき
- 地域住民の福祉に特に影響をおよぼす開発をするとき

■用地の面積は…

申請を必要とする用地の面積は、3000

平方メートル以上となつていますが、3000平方メートル以内であつても特に必要と認められたものは申請をしていただくことになります。

例えば、公害などの発生により付近住民に危険性のある場合、住宅地造成などで、区域内またはその周辺に将来公の施設を必要とする場合。

なお、住宅地造成事業法に基づき認可を得て行う事業は、申請を必要としません。

■委員会に申請すると…

委員会に申請されたものは、委員会の議案として審議され、結果は申請者に文書で通知いたします。

たとえば農地転用を行なう場合、委員会に申請しないで、直接農業委員会に提出しても委員会の意見がなければ受けられません。したがって農地転用ができないわけです。

なお、最近北部方面の宅地造成が行なわれていますが、造成地を購入するとき造成地が土地利用対策委員会の承認を受けていないと、道路、水道、電気、バス路線などの計画が立ちませんので、大変不便な思いをすることになりますから、購入するときにはたしかめてください。

委員会には昨年6月から36件の申請が出され、32件が許可されています。



計量モニター調査

多い野菜の量不足

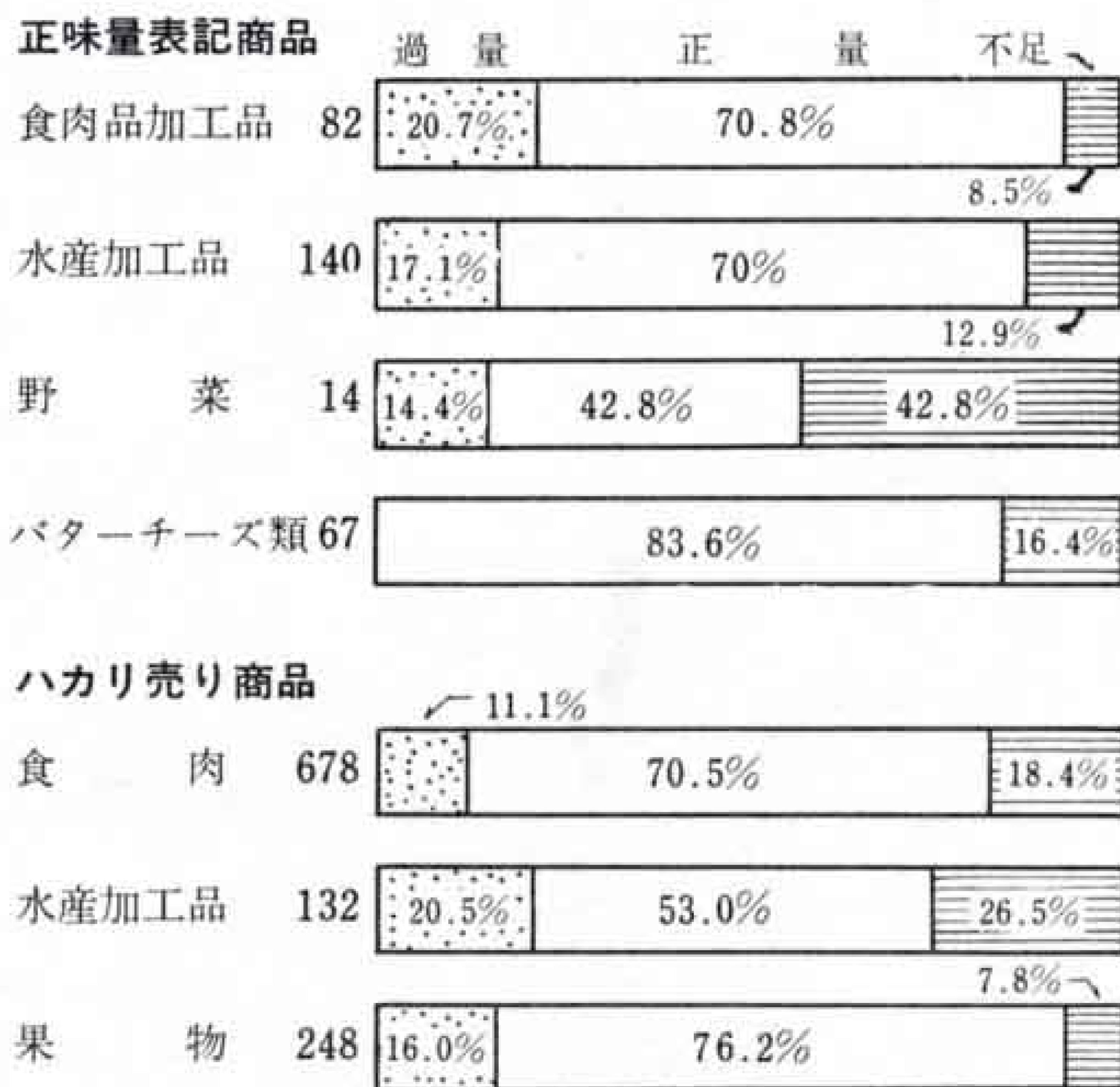
市内には40人の計量モニターが県計量検定所から委嘱されています。昨年7月からモニターのみなさんに買物をしていただいた結果、次の表のような数字がでました。

正味量表記商品のうち、野菜はわずか14件でしたが、正量と不足が同数という結果がでました。はかり売り商品では、水産加工品132件のうち過量が27件、不足が33件と全体の半数近くが過不足にな

つており、買物をした人のうち2人に1人は得な買物か、損な買物をしていただことになります。

このほか、表にはありませんが、砂糖は140件のうち99.3%が正量、味噌は79件中93.7%が正量、茶のはかり売りは15件のうち93.3%が正量で残り6.7%も過量という結果がでました。

なお、正量とは誤差がプラス4%からマイナス2%までのもの不足はマイナス2%をこえたもの、過量はプラス4%をこえたものを表わしています。



移動市民相談



2月2日 大淵公民館
2月16日 岩松公民館

国や市への要望や苦情、税務相談、一般生活相談などの相談ごとのある人はおでかけください。

今月の納め



県市民税 4期
保険税 10期

月末は窓口がこみまますので早めに納めてください。